

今年2月に東区アイランドシティへ統合移転した旧青果部3市場のうち、旧東部市場の跡地処分方法等について報告するもの。

1. 跡地処分の基本的な方針について



跡地処分の基本方針 (H22.1)

[跡地処分の方向性]

- 3市場分割での処分
- 新市場用地の財源として売却が基本
- 公共公益施設を優先

[検討を進めるにあたっての視点]

- 福岡市のまちづくりに寄与する土地利用の誘導
- 周辺の生活環境への配慮
- 交通環境への配慮
- 適正な価格による確実な処分

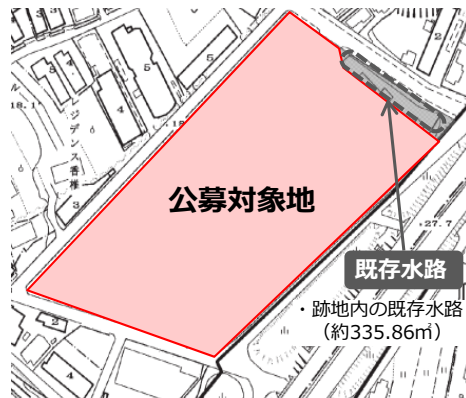
2. 東部市場跡地の事業提案公募の実施について

(1) 公募対象地

[旧東部市場位置図]



[公募対象地]



[公募対象地概要]

区分	東部市場跡地		
所在地	福岡市東区下原4丁目1000-4の一部及び無地番国有地		
地目	宅地	公募面積	22,040.15㎡

※土地価格については、公募開始時に公表予定

(2) 売却方法

- まちづくりの視点を踏まえた跡地利用を実現するため、公募条件を設定した上で、事業者から提案を募集し、提案内容の質と価格の両面から総合的に評価して事業者を選定する総合評価プロポーザル方式で実施する。
- 選定過程の透明性確保のため、外部有識者も含めた評価委員会で提案内容の審査及び評価を行う。

(3) 主な公募条件

① 提案の考え方

都市計画マスタープランでの位置付けや跡地処分の基本方針等、市の基本的な考え方を示した上で、地域貢献や周辺環境へ配慮を踏まえた事業計画の提案を求める。

② 分譲条件等

- ・ 大規模集客施設の立地制限
- ・ 主たる土地利用が住宅以外の機能であること
- ・ 公募対象地一括での売却
- ・ 土地利用の順守すべき期間
- ・ 風俗施設等の建築物用途の制限
- ・ 現状引渡し (既存建物は引渡しした事業者により解体) 等

③ その他条件

- ・ 周辺の住宅や学校、交通など環境への配慮
- ・ 地区計画導入の協議 等

[参考] 地元要望 生活利便性の向上を図るための商業機能を含んだ複合施設 (H26.11香椎下原校区自治協議会・下原農事組合)

(4) スケジュール

